

Title	解題：国際シンポジウム『日本・ブラジル消費者法の現状と展望』の開催とその成果
Sub Title	Preface: hosting the international symposium "Japan=Brazil present and future of consumer law"and its achievements
Author	池田, 真朗(Ikeda, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.9 (2013. 9) ,p.1- 4
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 日本・ブラジル消費者法の現状と展望(一)
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130928-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集

日本・ブラジル 消費者法の現状と展望（一）

解題

国際シンポジウム『日本・ブラジル
消費者法の
現状と展望』の開催とその成果

池 田 真 朗

二〇一三年四月二日に、慶應義塾大学法学部とサンパウロ大学法学部の共催する国際シンポジウム『日本・ブラジル 消費者法の現状と展望』が、慶應義塾大学三田キャンパス北館三階大会議室において、約七〇名の出席をえて開催された。うちサンパウロ側の出席者は三〇数名に及んだ。

これは、一九七八年に締結されて以来、三五年になる、慶應義塾大学法学部とサンパウロ大学法学部の学術交流協定に基づくものである。両大学はこれまで数回ずつ、交互にシンポジウムを開催してきた。前回は、二〇〇八年に、「ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念日伯比較法シンポジウム」がサンパウロ大学において大規模に開催され、慶應側から森征一慶應義塾常任理事（法学部教授）（当時）や筆者を含め七名が参加し

ている。⁽¹⁾

もとよりブラジルは、たとえば民法についてはフランス法とドイツ法の両者の影響を受けて編纂されている等、系譜的にわが国での法学研究と基盤を同じくするところが多いのであるが、本シンポジウムが消費者法をテーマに選んだのは、この分野ではブラジルは、わが国のそれよりもかなり進んだ、世界的に見ても斬新な内容の法律を持っているからにほかならない。⁽²⁾そして、両大学の初期の交流行事が、ともすれば両国の法制の相互紹介にとどまっていたのに比して、今回のシンポジウムでは、実質的な議論がかなり高いレベルでかみあったと感じられる。三五年にわたる交流の一つの到達点を示すものとなったと同時に、客観的にみて相当の学術的価値を有する成果物となったと判断して、本誌上にその全容の記録を残そうとするのが、本特集の意図するところである。

本シンポジウムは、開催責任者である筆者（池田真朗慶應義塾大学法学部教授兼大学院法務研究科教授）の開会挨拶と総合司会のもと、サンパウロ側コーディネーター兼通訳の二宮正人サンパウロ大学法学部教授と、慶應側コーディネーター兼通訳の前田美千代慶應義塾大学法学部准教授の協力を得て進められた。

プログラムは、午前の部に、カズオ・ワタナベサンパウロ大学教授（元サンパウロ州最高裁判事、慶應義塾大学名誉博士）の「ブラジル消費者法の概要」と題する基調講演があり、さらに、ニュートン・ヂ・ルッカサンパウロ大学教授（ブラジル第三区連邦控訴裁判所長官）の「ブラジル消費者法の現状と電子商取引に関する考察」と題する第二講演がなされ、キヨシ・ハラダ弁護士（元日伯比較法学会会長）の「消費者法における法の抵触と私法の調和的傾向」と題する報告をはさんで、二宮正人教授の第三講演「大学間の学術交流を通じた日伯比較法学の発展と今後の課題」があった。二宮講演は、両大学の交流の初期からの歴史を語り、また法学分野での今後の交流強化の必要性を語って感銘を呼んだ。

午後の部では、まず民法パネルとして、アントニオ・カルロス・モラートサンパウロ大学教授の「ブラジル

消費者法における消費者の弱者性概念とデジタル・デバイド」、鹿野菜穂子慶應義塾大学大学院法務研究科教授の「消費者の実体的権利の拡充に向けて——日本における民法および消費者契約法の改正論議」、前田美千代同法学部准教授の「ブラジル消費者保護法典改正案とわが国の消費者法改正課題の比較分析」の三報告があり、その後デイスカッサントとして数本将典同法学部准教授を加えたデイスカッサンがなされた。

次いで、民事訴訟法パネルとして、三木浩一同法学部教授兼大学院法務研究科教授の「日本版クラスアクションの立法について」と題する報告があり、それを受けて、ワタナベ教授、三木教授に、デイスカッサントとして工藤敏隆同法学部専任講師を加えたデイスカッサンがなされた。

当日、会場には、ブラジル大使館からアレシヤンドロ・ヴィダウ・ポルト公使、日本国外務省からは文化交流担当兼北極担当大使（前駐キューバ大使）の西林万寿夫氏、駐ウルグアイ大使の大部一秋氏の臨席をえた。外部の参加者としても、青山善充明治大学教授（東京大学名誉教授、自動車損害賠償責任センター理事長）をはじめ、多数の研究者が出席した。なお、閉会式には清家篤慶應義塾長と大石裕法学部長も出席し、感謝状や記念品の交換を行った。その後の懇親会も含め、大変な盛況であった。

本特集は、そのシンポジウムの講演・報告・デイスカッサンの記録であるが、サンパウロ側の講演・報告については、その翻訳にとどまるものの、慶應側報告者の報告については、各自が適宜注記を施し、内容を補足して、論説の形態で再構成している。また、デイスカッサンについては、時間の関係でデイスカッサントが用意した質疑応答ができなかった部分については、誌上でそれを補充している。

したがって、本特集は、当日のシンポジウム以上に学術的価値の高いものとなっているということが許されよう。

特集にあたっては、まず本号に訴訟法関係を集め、カスオ・ワタナベ教授の基調講演「ブラジル消費者法の概

要」(前田美千代訳)、三木浩一教授の講演「日本版クラスアクションの立法について」(論説形態に改めたもの)、そして、この両者に工藤敏隆法学部専任講師を加えたディスカッション(後半部分を補充したもの)を掲載している。

実体法(民法・消費者法)関係は続号に掲載の予定である。

(1) 二〇〇八年のサンパウロ大学でのシンポジウムについては、本誌「特集・ブラジル移民一〇〇周年・慶應義塾創立一五〇年記念日伯比較法シンポジウム」を参照(法学研究八一巻一一号一頁以下)。ここでは論説として山川隆一慶應義塾大学大学院法務研究科教授(当時)の「日系ブラジル人労働者の外国人労働者法制の課題」(同号五頁以下)、報告として太田達也法学部教授、宮島司法学部教授、池田真朗、北居功法務研究科教授、前田美千代法学部専任講師、三木浩一法学部教授兼大学院法務研究科教授のものを掲載している。なお同年一月の慶應義塾創立一五〇年記念行事にはサンパウロ大学からカズオ・ワタナベ教授と二宮正人教授が出席され、その機会に三田キャンパスで慶應義塾大学法学部・サンパウロ大学法学部交流事業「日本法とブラジル法」を開催し、カズオ・ワタナベ教授の講演「ブラジル消費者法について」と、スタッフセミナー「現代日伯交流の法律問題」を開催している(前掲法学研究八一巻一一号四頁注(4)参照)。

なお、それ以前の交流行事の成果物としては、二〇〇二年にサンパウロ大学で開催された、出稼ぎ問題に関するシンポジウムにおける報告を論文形態に改めた、池田真朗・前田美千代「日系ブラジル人労働者の就労に関する契約法上の諸問題」法学研究七六巻二号(二〇〇三年)五七頁以下などがある。

(2) 前掲法学研究八一巻一一号三頁、六七頁(前田報告)、七六頁(前掲三木報告)等を参照。